

スレート屋根等の踏み抜きによる墜落災害防止対策の徹底について要請を行いました

令和8年8月20日（木）

宇部労働基準監督署管内における建設業の労働災害は増加傾向にあり、令和8年6月末現在の休業4日以上死傷災害を事故の型別に見ると、「墜落・転落」による災害が最も多く発生しています。さらに、本年7月にはスレート屋根等の踏み抜きにより約5メートルの高さから墜落する労働災害が相次いで発生し、2名の労働者が被災しました。いずれも死亡災害に至るおそれのある重大な災害でした。

これらの災害は、労働安全衛生規則第524条に規定される歩み板の設置、防網（安全ネット）の設置等の踏み抜き防止措置が十分に講じられていない状況で発生したものです。

このため、宇部労働基準監督署では、スレート屋根等における踏み抜きによる墜落災害の防止を図るため、建設業労働災害防止協会山口県支部宇部分会、宇部分会（小野田地区）及び美祢分会（敬称略・順不同）に対し、要請を行いました。

要請においては、

幅30センチメートル以上の歩み板の設置

屋根下への安全ネットの設置

親網の設置及びフルハーネス型墜落制止用器具の使用

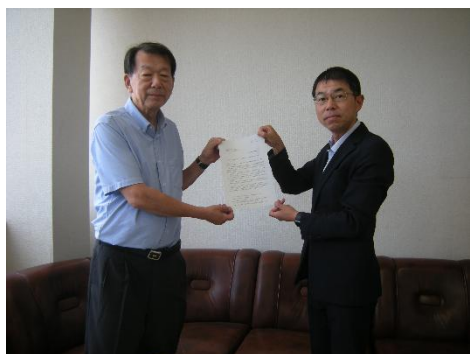
保護帽の着用

墜落・転落災害防止に関する安全衛生教育の徹底

について、改めて総点検を実施し、墜落災害防止対策の徹底を図るよう協力を求めました。

宇部労働基準監督署では、今後も関係団体と連携し、建設業における墜落・転落災害の防止に向けた取組を推進していきます。

【宇部分会 様（要請書手交の様子）】



【宇部分会（小野田地区） 様（要請書手交の様子）】



【美祢分会 様（要請書手交の様子）】

